

○議長（高橋伸二君） 三十番伊藤吉浩君。

〔三十番 伊藤吉浩君登壇〕

○三十番（伊藤吉浩君） 三十番自由民主党・県民会議の伊藤でございます。一般質問をさせていただきますと思います。

二〇二二年二月二十四日、ロシアによるウクライナ侵攻が開始されて以来、いまだに終戦の見通しは立たず、依然として戦況は不透明な状況にあります。そのウクライナは、人口四千万人の国で、日本の約一・六倍の面積を持つ、世界の食糧倉庫といわれる農業大国であります。そのウクライナ農業を支えるのが、チェルノーゼムと言われる世界で最も肥沃な黒土であり、穀物生産に最も適した土であります。しかし、チェルノーゼムは世界の陸地の約七％にすぎず、その三割がウクライナ一国に集中しております。その奇跡の土を持つウクライナは、現在、ロシア軍により砲弾や燃料による水銀やヒ素などの有害物質で土壤が汚染されている状況にあり、土壤の再生には数十年単位の長い時間が必要で、これまでの食料生産や供給体制までには回復できない状況にあると考えます。

一方、日本にはチェルノーゼムは全くなく、見た目は似ておりますが、黒ボク土がほとんどであります。チェルノーゼムは中性土壤であります。黒ボク土は火山灰から成る酸性土壤であるため、畑作には適さない土でありました。しかし、縄文時代から焼き畑により酸性土壤を改善してきたほか、アジアモンスーン気候の大量の雨を利用した水田稲作を確立していきました。この水田稲作は酸性土壤に最も適しており、長い歴史と気候風土の中で発展し、多くの人口を扶養してきた歴史があり、古くから持続可能な農耕をつくり上げております。また、私たちが当たり前と思っている足元に転がっている土は、地球における奇跡的な産物であります。四十六億年の歴史の中で、四十一億年までは全く土はなく、五億年前の植物の上陸により、緑と土に覆われた大地が誕生し、様々な生物の働きによって地球の表面に土というものが誕生し、世界中の様々な生命を維持する源となっております。

しかし、日本の国民一人当たりの農地面積は三・五アールしかなく、日本でなじみがありませんが、世界では砂漠化が進行し、毎年韓国よりも多い面積が消滅している状況にあり、世界の人口は年間七千四百万人、二年間で約一億四千四百万人が増加してお

ります。加えて、世界的気候変動による熱波や干ばつ、集中豪雨など、農作物への影響は大きく、世界の食料安全保障は非常に深刻な状況下にあります。そうした意味で、農地の維持・開拓による環境破壊や食料の生産・供給を含めて、今、地球はどれだけの人口を養えるのか、扶養の限界が問われていると考えます。前置きが長くなりましたが、そうした様々な観点に立って、大綱八点について一般質問をさせていただきます。

まず、農業関係についてであります。

前段で申し上げたとおり、様々な世界情勢や気候変動を踏まえ、先月、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が参議院本会議で可決され、日本農業は大きな転換点を迎えております。今回の改正食料・農業・農村基本法のポイントは、国内外の食料リスクを踏まえ、食料安全保障の確保を基本理念に掲げ、輸出での食料供給能力の維持、食料価格形成は合理的費用を考慮、食料システムの環境負荷低減、農業の持続発展、地域社会が維持される農村振興が掲げられておりますが、今回の改正基本法の成立を受けて、県としての認識と、果たしていかなければならない役割をどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

次に、改正基本法の中で、食料システムの環境負荷低減による環境との調和が掲げられておりますが、既にみどりの食料システム戦略を二〇二二年に作成し、環境負荷低減と持続可能な農業への転換が打ち出されております。環境との調和は、本県で行われている環境保全米のような、環境負荷低減を基本とした環境保全型農業、耕畜連携での土づくりと循環農業の推進が必要であり、世界的潮流の中で進められている有機農業も、当然進めていくべきものと考えます。しかし、農業生産の現場だけに責任を丸投げしている状況では、普及拡大につながらないと考えます。有機農業を含めた環境調和型農業を推進するためには、国民的理解の醸成と、取り組む生産者に対して生産性や所得が減少する部分への補償がない限り、持続可能な環境調和型の農業の構築はできないと考えますが、今後の県としての理解醸成の取組と、持続可能な環境調和型農業・土づくりを基本とした循環型農業の推進体制を伺いたいと思います。

次に、先般、会派の農業議連で古川農業試験場の現地視察と育種・品種改良の取組について意見交換させていただき、改めて関係皆様の御努力を肌で感じ取ってきたこと

るであります。近年の異常気象による高温障害は、水稻をはじめ野菜・果樹全ての農作物に影響を及ぼしております。特に、昨年の宮城米一等米比率は、ひとめぼれが八七・八％、ササニシキが四九・五％であり、金のいぶきにおいては、三等米以下が九一・七％となっております。更に、近年の食味状況は、ひとめぼれ、ササニシキ、つや姫においても特Aから外れている状況にあり、生産現場やJAグループから、早急な高温耐性の品種改良の強い要望が出ております。現在の試験場においては、多様化する品種改良に加え、生産組織や業務量、職員数の減少など、人的・予算的問題があると考えますが、早急に取り組むべき課題は、高温耐性品種の改良に必要な施設整備を進めることと考えます。更に、データで読む地域再生資料によりますと、二〇二一年度と一九九四年度対比による品種改良登録ランキングでは、沖縄県が百十六品種と断トツ一位であり、二位の北海道では六十一品種、三位の静岡県は四十三品種となっておりますが、本県の順位は、残念ながら三十九位の五品種だけの登録状況にあります。食料供給基地を標榜する本県としては、今後、農業振興を図るための試験研究をいかに効率的に加速的に推進していくかが問われております。他県との品種登録の格差をどのように評価・分析しているのか、県としての認識と責務、加えて、今後の品種改良の加速的な取組体制の構築を伺いたいと思います。

次に、みやぎ園芸特産振興プランの取組であります。計画期間は令和三年度から七年度までの五年間であり、最終年度の園芸産出額は、基準年の三百三十三億円から五百億円を目指すものであります。令和四年度の産出額は三百十九億円と、基準年より減少している状況にあり、目標額達成には大分乖離が生じていると考えます。また、先進的園芸経営体数についても、令和五年度では九十九経営体と目標を大きく下回っている状況にあり、異業種や他県からの企業参入による園芸拡大を目指した計画であります。厳しい状況が続いていると考えます。本来、このプランは、これまでの稲作一辺倒の農業経営から脱却して経営に園芸を取り入れることにより、農家所得の向上を図り、多様な担い手の維持確保と農村社会の振興と活性化につなげるためのものであると考えます。これまでの戦略プランをもう一度評価・検証する必要があると考えますし、過度に先進経営体や大規模経営体・企業参入に依存した産出額だけにとらわれず、現在頑張っている中規模経営体の拡大や家族経営体の育成で、必ず多様な担い手が育っていくも

のと考えます。各自治体や県内J Aの生産組織など、様々な団体と協力しながら、園芸の産地づくりを積極的に進めることこそが、持続可能な農業と農村社会の振興につながるものと考えますが、今後の目標年に向けた戦略の見直しと方向性を伺いたいと思います。

次に、医療関係についてであります。

現在、持続可能な医療提供体制の構築に向けて病院再編が進められており、地域住民説明会は仙台市で四回、名取市・富谷市ではそれぞれ一回開催されております。説明会では、本県が抱えている医療課題の現状や、再編の方向性などの説明に加え、関係皆様から様々な御意見も頂いている状況にあり、今年の二月からは、仙台市と四回の協議を重ねている状況にあります。この再編統合は、仙台医療圏の問題として取上げられておりますが、本来、宮城県内医療圏全体の課題解決を図る一つ的手段であると考えます。

現在、県内の医療圏別の入院患者動向を比較すると、仙台医療圏では、ほとんどの人が仙台医療圏で入院して完結している状況にありますが、地方の医療圏では、多くの人が仙台医療圏に入院している現状にあります。ちなみに、仙南医療圏からは約三二%、大崎・栗原医療圏からは一六%、石巻・登米・気仙沼医療圏からは一二%の人が仙台医療圏に入院している現状にあります。いわゆる地方には、三次医療や高度先進医療を担う病院が少なく、命を守るためには仙台医療圏に行かなければならないという現状があります。更に、人口十万人に対しての医師数は、仙台医療圏の三百人に対し、仙南医療圏では百六十六・九人、大崎・栗原医療圏では百八十五・四人、石巻・登米・気仙沼医療圏では百六十九・八人、登米市においては百二十四・六人と、非常に少ない状況にあります。更に、一般病床が二百床以上の病院は、仙台医療圏では十八病院ありますが、仙南では一病院しかなく、大崎・栗原医療圏では二病院、石巻・登米・気仙沼医療圏では二病院であります。仙台医療圏での十八病院に対して、仙台医療圏以外では、たった五病院しかない現状であり、大変大きな医療提供体制の格差が生じていると考えます。

県としての役割は、県内における偏った部分最適を目指すのではなく、県内全体最適を目指した医療提供体制を構築することが最も大切であると考えます。かかりつけ医療から三次医療・高度先進医療までの連携協力体制と役割分担、医療圏に関係なく県内病院間の連携協力体制を構築していくことが、県内の県民の命を守ることにつながると考

えますし、そういった体制を構築することこそが、県としての役割と責務と考えます。

更に、先般、会派視察において、滋賀県における地域医療構想と湖北圏域の病院再編について研修してまいりました。滋賀県においても本県と同じく、人口減少社会に向けて、急性期病床の過剰の解消と回復期への病床転換を含めた、限られた医療資源の集約配置と有効活用を目的に再編がなされておりました。ここで、県民の再編への理解が進んだ一つの方法に、ユーチューブによる動画配信がありました。コンパクトに編集された動画が好評で、多くの皆さんから理解と賛同を得られたとのことでした。ぜひ本県においても、滋賀県の取組を参考としながら、病院再編の必要性、将来の新しい医療体制などの動画配信を、県民に向けて積極的に配信していくことが、県としての説明責任にもつながるものと考えます。今後の考え方と、県内全体最適を目指した医療体制の構築と方向性を伺います。

次に、健康関係についてであります。

前段でお話した医療体制の整備は、命を守る最後のとりでとして非常に大切なこととありますが、本来、県として取り組むべき視点は、いかに全体医療費を抑制し、介護給付費の膨張を抑えられるかが重要な視点であると考えます。県民目線からすれば、いかに健康寿命を延ばし、生涯にわたり楽しく暮らせるかであり、かみ砕いて言えば、介護にも医療にもかからない元気な高齢者を増やしていくことが大切であり、結果的に医療費と介護費双方の抑制につながってくると考えます。そのために必要なことは、健康・予防に向けた取組にこそ、一番予算をつぎ込むべきところであると考えます。現在、第三次みやぎ21健康プランの下で、健康づくりに向けた各種の施策が展開されておりますが、メタボはいまだに全国ワースト状況であり、第二次プランの目標達成率は全体の八％、六項目の状況にあります。また、健診・指導においては、令和四年度の特定健康診査の実施率は六二・四％で全国四位でありながら、特定保健指導の実施率は二六・四％で全国三十一位であります。なぜ特定保健指導の実施率が低いのか、ポイントのみお話しすれば、健康診断を受けて改善すべき点が見えたものの、「仕事が忙しい」、「自覚症状がないのでまだ大丈夫」などの理由が挙げられます。現在、何をどう改善したらいいのかわからない人のために、携帯を活用した健康状況のコーチングアプリもありますし、県でもDXを活用した健康増進ミニアプリも構築されておりますが、全国に

先駆け、健康診断結果を基にした検診結果データ・指導改善アプリなどを開発し、県民が年齢を問わず、いつでもどこでも気軽に利用できる独自アプリを、県内自治体と連携して構築すべきものと考えますが、今後の健康・予防の取組と健康づくり政策をお伺いいたします。

次に、観光関係であります。

さきに遠藤議員もお話しした件であります。宮城オルレは、九州オルレに次ぐ九州オルレの姉妹道として二〇一八年に開設され、昨年十一月に村田コースがオープンし、これまで約六万人を超える観光客の皆さんに利用され、自然豊かな本県の多様な魅力を発信していると考えます。更に、昨年十一月には台湾交通部観光署と本県において、宮城オルレと淡蘭古道との友情の道に関する協定が、台湾千里歩道協会と宮城県議会の立会いの下締結され、締結を記念して各コースに石碑が設置されました。今後は、お互いの交流促進や相互理解、国際協力が図られると期待されるところと考えますが、協定に基づき更なる宮城オルレをつくり上げていく必要があるというふうに考えます。現在、宮城オルレコースにおける県と市町の役割分担によれば、維持管理は各市町であり、倒木の処理や遊歩道の修繕整備、標識の付け直しなどになっておりますが、なかなか適切に管理されていないところもあるようであります。業務的には県と市町の役割分担がなされているとはいえ、しっかり連携協力をしていかなければ、宮城オルレの魅力向上にはつながらないものと考えます。今後の魅力向上対策と観光客の誘客促進方を伺います。あわせて、オルレコース設置自治体の経済効果促進の取組と考え方を伺いたいと思います。

次に、ナノテラス関係についてであります。

本年の四月九日、多くの報道機関が集まった中で、次世代放射光施設ナノテラスの本格的な運用が開始されました。それを受けて、早速、宮城・岩手県際議員連盟において施設見学を始め、光化学イノベーションセンターの高田理事長さんから直接お話を伺い、改めてナノテラスのすごさを実感してまいりました。この施設の整備費は約三百八十億円ですが、約半分を国が負担し、残りの半分を光化学イノベーションセンターと宮城県、仙台市、東北大学、東北経済連合会で負担し建設されたものであります。国の機関でありながらも、国や東北大学の施設ではなく、国と地域で整備された、これ

までにない施設でもあります。更に、百万分の一ミリというナノの世界を見ることができ、世界最先端の施設でありながら、科学者や研究者だけが利用する施設ではなく、産学連携の施設であり、多くの企業や中小企業における課題解決や新たな商品開発、製品開発に活用できる、新しいイノベーションを起こすことができる施設と考えます。更に、ナノテラスが得意とする分野は軟X線領域であり、農業分野や食品分野、医学分野など、様々な分野に及びます。そこで課題となるのが、いかに多くの皆さんに利活用いただくかであります。現在、コアリションメンバーとなることで、十年間、年二百時間の利用ができる権利を持つことができますが、一口五千万円の出資額となっており、中小企業においては高いハードルであります。県としても、様々な利用支援制度を創設しておりますが、利用権を含め、更に多くの皆さんに利用してもらう仕組みをつくり、利用ハードルを下げる必要があると考えます。県の各試験場や宮城大学における試験研究の加速化にもつながると考えます。今後の県が果たすべき役割と、更なる利活用推進の取組と方向性を伺いたいと思います。

次に、原子力関係であります。

今年の元旦に発生した能登半島地震では、多くの犠牲者と被害を出してしまいました。原発事故と合わさった最悪の重大事故、複合災害までには至らずに済んだ形となりましたが、道路の寸断や家屋倒壊で避難先に行けない孤立事案や、河川や海岸の隆起、広域火災、情報の連携不足や備蓄不足など、防災計画・避難計画が機能しなかったことなど、新たな教訓を突きつけられたと考えております。本県においては、東日本大震災の教訓に立って、防災計画や避難計画を策定しておりますが、今回の能登半島地震の教訓を踏まえた、避難エアドームなどの見直しの必要性はないのか、考え方を伺いたいと思います。

次に、核燃料税交付金であります。現在、全国十二道県で原子力発電所が立地されておりますが、福島県を除く十二道県で、市町村に対する交付金制度を設けており、そのうちUPZ市町村まで交付金の対象としている県は、七道県となっております。本県においても、UPZ関係自治体首長会議から交付対象の拡大要望を受けて、本年度からUPZの五市町に対して、再稼働後の税収を踏まえ、核燃料税の1%相当、六百五十万円を交付することとしております。一方、島根県においては、UPZの三市に対して、

原子力防災安全対策や地域振興及び住民の福祉向上を目的として、核燃料税の二・四％、一億六千万円を交付している状況にあります。更に、青森県では核燃料税の七・七％、佐賀県では四・四％をUPZ自治体に交付しているようであり、加えて、青森県では、立地自治体とUPZ自治体、同額の七・七％を配分している状況にあります。本県においても、立地自治体の二〇％に対して、UPZ自治体は一％の配分割合にありますが、国からの交付金など、財源が少ないUPZ自治体においても、原子力防災対策を今後とも積極的かつ継続的に取り組んでもらうためには、一定の財政的支援が必要と考えます。他県の事例を参考として、今後の交付の在り方をどのように考えているのか、前向きな御答弁をお聞きいたします。

次に、道路関係についてであります。

東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとして、仙台市から八戸市を結ぶ約三百五十九キロの三陸沿岸道路・復興道路が、震災から約十年余りを経た令和三年十二月に全線が開通いたしました。このことにより、水産物などの輸送を含めた新たな物流の大動脈として、更に観光誘客や人的・物的交流の拡大を含め、産業経済の活性化が大いに期待されているところであります。加えて、災害時の緊急輸送道路となる命の道としても、東北全体に大きな効果をもたらしてくるものと考えます。

その一方で、様々な課題が見えてきております。命の道として整備された道が今、交通事故多発の道となっております。国土省南三陸沿岸国道事務所によれば、昨年の四月から七月までの四か月間で起きた事故による通行止め回数は二十七回、そのうち二十三回が桃生豊里インターチェンジから登米インターチェンジ区間で発生している事実が判明し、今や魔の区間としてマスコミ報道がなされております。この区間は暫定二車線の区間であり、一度事故が発生してしまえば重大事故になる確率が非常に高い区間でもあります。県警としても事故原因を取りまとめますが、前方不注意だけが事故要因ではないと考えます。暫定二車線の対面通行による視覚吸引現象や、車道と路側帯の狭さに伴う走行時の心理的圧迫に加え、路面のクラックや起伏、勾配による無意識的な速度減速、トンネルの出入口における蒸発現象や逆光現象など目の錯覚からなる事故など、様々な要因が考えられると思います。県としても、事故多発地帯の魔の区間の解消に向けて、しっかり役割を果たしていく必要があると考えます。国に対して早期の四

車線化を要望していくことが必要と考えますが、今後の取組と方向性を伺いたいと思います。

最後に、河川関係についてであります。

登米市民はもとより、特に迫町佐沼中心市街地の皆さんの期待が大変大きい、長沼川の河川改修事業であります。現在、排水機場の機械電気設備工事や調整池工事が進められている状況とします。本来、令和五年度の完成予定でありましたが、軟弱地盤の改良や災害復旧に加え、半導体不足による資材調達の遅延で大幅に工事が遅れ、工程の見直しを余儀なくされていると思います。改めて、工事の進捗状況と完成予定を確認したいと思います。

また、ラムサール条約湿地に指定されている蕪栗沼の堆積土砂撤去であります。令和四年の大雨を含め、長年の雨の影響で、蕪栗沼は堆積した土砂により、沼の陸地化が進行した上、大木が生い茂る森林状態にあります。現在、県では、河川維持管理計画に基づいて測量調査などを実施していると思いますが、遊水機能が極端に低下している状況であり、本来の生態系も崩れつつあると考えます。今後の適正な維持管理と環境管理の取組を確認し、壇上からの一般質問とさせていただきます。御清聴、大変ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 伊藤吉浩議員の一般質問にお答えいたします。お見事でございます。大綱八点ございました。

まず、大綱一点目、農業関係についての御質問のうち、改正食料・農業・農村基本法への県の認識と役割についてのお尋ねにお答えいたします。

改正食料・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保や環境負荷低減、生産性及び付加価値の向上、農村社会の維持などを基本理念とし、世界の食料需給や我が国における人口減少などの情勢の変化を踏まえた見直しがなされたものと認識しております。しかしながら、その理念の実現のためには、農産物等が合理的な価格で販売できる仕組みの早期確立や、海外依存度の高い品目の生産拡大施策の創設、集落の維持・活性化に向けた施策の拡充などが必要であると考えております。我が県は、食料供給県として、こ

れまでも農地整備の推進や水田フル活用による麦類、大豆等の産地づくり、RTK基地局の整備による生産性の向上などに取り組んでまいりましたが、今後、国から出される施策を積極的に活用しながら、引き続き農業生産の拡大や環境と調和の取れた食料システムの確立、活力ある農村の振興等に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、医療関係についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、県民に対し、限られた医療資源で適切な医療を将来にわたり安定的に提供していくためには、県内全体を見据えながら、医療圏単位で医療機関の役割分担と連携体制の充実を図ることが重要であると認識しております。このため県では、地域医療構想調整会議において議論を重ねながら、医療機能の分化・連携等を推進しておりますが、その中でも仙台医療圏の病院再編は、将来の新しい医療体制の構築に向け、特に重要なものと位置づけ取り組んでおります。また、これらの取組の趣旨や必要性を県民の皆様にご理解いただくため、これまでも地域医療構想推進セミナーの動画配信や、病院再編に係る県政だよりによる広報、地域説明会の開催などにより情報発信に努めてきたところであります。地域医療を取り巻く環境が以前と比べ大きく変化してきている状況を、県民の皆様に分かりやすく丁寧に伝えることは重要であり、今後もホームページや県政だよりのほか、動画配信など様々な手法を活用し、病院再編の取組状況や、かかりつけ医の利用をはじめとした適切な受診のための知識など、必要な情報の効果的な発信に努めてまいります。

次に、大綱五点目、ナノテラス関係についての御質問にお答えいたします。

ナノテラスの利活用を促進するため、東北経済連合会や仙台市では、小口利用の制度を設けており、これに対し県では、利用料金に対する助成を行っております。また、ナノテラスの優れた機能を十分に活用できるよう、産業技術総合センターの職員が、中小企業等が持つ技術や製品の特性を踏まえた利用方法を助言するとともに、県内企業等に共通した技術課題の解決を図るため、既存の放射光施設を利用した分析等を行い、その結果を企業等と共有することで、技術高度化や新商品開発を支援しております。今回の御提案を踏まえ、今後は、農林水産系も含めた試験研究機関において、自らの試験研究で活用するとともに、その経験や成果を広く中小企業等に周知してまいります。更に、中小企業等の利用促進の御提案についても、試験研究機関が自らの経験を生かした的確

な技術的支援を行う仕組みをつくり、中小企業等におけるナノテラスの活用を促進してまいります。

次に、大綱八点目、河川関係についての御質問のうち、長沼川河川改修事業の進捗状況と完成予定についてのお尋ねにお答えいたします。

長沼川は、旧迫川に注ぐ一級河川であり、これまでも豪雨により幾度となく佐沼市街地が浸水被害に見舞われてきたことから、県では、洪水時に迫川へ直接排水するための放水路を整備してまいりました。これまで、令和四年三月の福島県沖地震による手戻り工事や、追加の軟弱地盤対策による事業費の見直しなどにより、工程に遅れが生じておりましたが、国土強靱化予算等も最大限活用しながら、現在、放水路区間にある調整池や排水機場の整備工事を鋭意進めているところであり、今年度末には約九割まで進捗する予定となっております。県といたしましては、地域の皆様が安全に安心して暮らせるよう、必要な予算を確保しながら、残る河道掘削や護岸工事を進めるなど、令和七年度内の放水路完成に向け、全力で取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱六点目、原子力関係についての御質問のうち、防災計画等の見直しについてのお尋ねにお答えいたします。

我が県における地域防災計画及び避難計画については、東日本大震災の教訓を踏まえて策定しておりますが、能登半島地震では、道路寸断や孤立地区の発生、放射線防護施設の損傷などの被害が確認されており、複合災害時の対応や平時の備えの重要性を改めて認識したところです。県では、避難時に陸路が使用できない場合を想定し、海路・空路による避難訓練を実施しているほか、環境中の放射線を測定するモニタリングポストの通信及び電源の二重化を図るなど、複合災害も想定した備えをしております。また、発電所周辺に市町等が整備した放射線防護施設については、耐震構造あるいは耐震性能に支障がないことを確認しております。原子力災害への備えに終わりや完璧はなく、不断の見直しを行っていくべきものと認識しており、県といたしましては、今後、国から新しい知見等が示された場合には、必要に応じ地域防災計画等の見直しを行い、原子力

防災体制の強化に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱六点目、原子力関係についての御質問のうち、核燃料税交付金についてのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電所周辺自治体における安全対策については、大変重要であると認識しております。県では、これまで核燃料税により原子力防災対策を進めるとともに、女川町及び石巻市に核燃料税交付金を配分してまいりました。今年度から、UPZの五市町の要望や県議会における御提案を踏まえ、国の原子力防災関連の各種補助金を補完するものとして、五市町にも核燃料税交付金を交付しております。我が県よりも多額の交付をしている県もありますが、我が県はそれらの県と比べ核燃料税が少なく、二号機の再稼働に当たり、まずは避難道路等のインフラ整備に核燃料税の収入を充てなければならず、そのような中でも、限られた財源で五市町への交付額を確保したところであり、また、予算編成に当たりましたが、市町から頂いた意見に対し柔軟な対応を図ってまいりました。五市町への交付は今年度始めたばかりであり、今後、交付金の活用実績を踏まえるとともに、再稼働後の状況を注視し、原子力行政を取り巻く情勢の変化に応じて、関係市町と意見を交換しながら、改めてその在り方を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、健康関係についての御質問にお答えいたします。

県では、みやぎ21健康プランに基づき、スマートみやぎプロジェクトをはじめ、県民向けの普及啓発活動などの取組を進めてきた結果、健康寿命の延伸など一定の成果は見られたものの、メタボリックシンドローム該当者及びその予備軍の割合や、特定保健指導の実施率などについては改善が見られず、健康課題の解決には至っていない状況にあります。御指摘のありましたスマートフォンアプリは、アプリ上で健康診査結果、歩

数、血圧などのデータの経年変化をグラフで可視化するとともに、健康管理に活用できるアドバイスや受診案内を行う機能などを備えることで、県民の行動変容につながる、健康づくりに有効な手段であると考えており、県では、今年度当初予算で、国民健康保険加入者を対象としたアプリの導入を検討するための実証費用を計上し、他県での取組を調査するなど、準備を進めております。県民一人一人が御自身の健康状態を把握し、本人に合った方法で生活習慣の改善に取り組むことは重要であることから、今年度からスタートした第三次みやぎ21健康プランに基づき、健康無関心層も含めた幅広い対象に向けた健康づくりを推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱四点目、観光関係についての御質問にお答えいたします。

宮城オルレの各コースでは、地域特性に基づいて魅力向上が図られており、気仙沼唐桑コースでは、コースの一部を歩いて浜の清掃を行うクリーンオルレを、奥松島コースでは、クリスマスオルレなど四季ごとに趣向を凝らしたイベントを開催しており、これらのイベントが定着したことや、ガイドの育成に力を入れてきたことが、利用者数の増加に結びついていると認識しております。また、設置自治体の経済効果促進の取組について、昨年オープンした村田コースでは、コース上に飲食店や土産物屋が置かれることで、利用者の利便性が向上するとともに、これらのお店からも、お客様が増えて売上げの増加につながっていると伺っているところです。今後、宮城オルレの各コースの更なる充実や新規コース造成の際には、こうした先行コースの取組を参考にしながら、利用者の増加や滞在時間の延長などを図るため、例えば農業文化体験や農泊を取り入れるなど、引き続き済州オルレアドバイザーからの助言を頂きながら、コースの魅力向上や設置自治体の経済効果促進につなげていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱一点目、農業関係についての御質問のうち、持続可能な環境調和型農業の構築についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、持続可能な食料システムの構築に向け、令和三年五月にみどりの食料システム戦略を策定しておりますが、消費者などへの理解醸成については、更なる推進が必要と認識しております。県においては、これまで独自の特別栽培農産物認証制度のPRにより理解醸成に努めてまいりましたが、近年、国では、生産者の環境負荷低減の取組状況を星の数で表示するラベルの運用や、J-クレジット制度を活用した取組の見える化を進めていることから、これらの制度の周知等を図ることで、環境に配慮した農業の理解醸成につなげてまいります。また、土づくりを基本とした農業の推進体制については、令和五年三月に県及び県内全市町村で共同策定した、宮城県みどりの食料システム推進基本計画に基づき、懇話会を開催し、農業者や市町村、関係団体等と連携・協働して取組を推進することとしております。県といたしましては、引き続き理解醸成を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金等を活用し、有機農業などの取組拡大や堆肥施用による土づくりを進めながら、持続可能な農業の推進に努めてまいります。

次に、品種登録数の評価分析や、品種改良の認識と責務、今後の体制構築についての御質問にお答えいたします。

国内で生産されている農作物の登録品種については、そのほとんどが民間事業者により登録されております。国や県の公設試験研究機関においては、水稻、麦類、大豆等の主要農作物のほか、各都道府県の基幹品目の品種改良が行われており、我が県では、水稻やイチゴなどの品種改良に取り組んでいるところです。特に、水稻においては、主要農作物種子条例を制定し、我が県の気候に適した栽培上の特性を持ち、消費者ニーズに合わせた品種を育成することとしております。近年、登熟期間の高温により米の品質低下が発生していることから、高温耐性を備え、食味などに優れた品種の育成に取り組んでおり、有望系統の育成も進んでいるところです。県といたしましては、更に強い高温耐性を持つ品種開発に向け、他県等の状況を調査研究しながら、早期育成に取り組んでまいります。

次に、園芸の産地づくりについての御質問にお答えいたします。

水田農業を基幹とする我が県において、もうける農業を実現するためには、水稻か

ら収益性の高い園芸への転換を図ることが重要であり、みやぎ園芸特産振興戦略プランにおいて、園芸産出額を五百億円に増やす目標を掲げております。その実現に向けては、施設園芸や露地園芸の推進、多様な人材等の確保・育成に取り組んでいるほか、需要に応じたサプライチェーン構築を支援してきたところです。特に、実需者と結びついた、バレイシヨ、枝豆、サツマイモ、タマネギ、枝もの用クロマツの五品目については、各地域において、経営規模の大小にかかわらず多様な人材で構成する生産部会などが組織され、機械の共同利用や共同出荷に取り組んでおります。その結果、栽培面積が約二百ヘクタールへと倍増し、産地化が図られているところです。県といたしましては、今後目標に掲げる園芸産出額の達成に向け、生産者や市町村、農協、市場関係者等と意見交換を行いながら、積極的に園芸産地づくりを進めることで、持続可能な農業と農村振興につなげてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱七点目、道路関係についての御質問にお答えいたします。

三陸沿岸道路は、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとなる復興道路として、仙台市から青森県八戸市までの全線が令和三年十二月に開通したところであり、災害に強い道路ネットワークの構築や、三陸沿岸地域の経済活動、観光振興など、持続的発展を支える重要な高規格道路であります。全線開通後は、交通量が年々増加し、特に桃生豊里インターチェンジから登米インターチェンジまでの暫定二車線区間において、既に四車線化が必要な交通量を上回っており、路面の損傷が見られるほか、ワイヤーロープに接触する交通事故が発生するなど、県内の三陸沿岸道路の中でも通行止めが最も多い区間となっております。また、四車線から二車線へ車線数が減少する区間や、対面通行となっている鴫波トンネル区間において、速度低下による渋滞が発生していることから、走行性や安全性に加え、高規格道路が持つ速達性や定時性の確保に向け、対応が必要であると認識しております。県といたしましては、今月実施した、令和七年度の国の施策・予算に関する提案要望において、四車線化の早期事業化をお願

いしたところであり、引き続き、沿線市町等と連携しながら、国に対して働きかけてまいります。

次に、大綱八点目、河川関係についての御質問のうち、蕪栗沼における今後の維持管理等についてのお尋ねにお答えいたします。

旧迫川にある蕪栗沼については、洪水時は遊水地として機能するほか、自然豊かな湿地でマガンなどの越冬地となっており、生態系上の貴重な環境を有しております。県では、遊水機能の維持と自然環境の保全を図るため、平成二十三年に改正した蕪栗沼遊水地環境管理基本計画に基づき、環境保護団体とも意見交換を行いながら、環境に配慮した維持管理に努めてきたところであり、昨年度からは、蕪栗沼内の土砂堆積を抑制するため、小山田川流入部の堆積土砂撤去を実施しているところです。なお、地元の御意見を踏まえ、昨年度実施した遊水地内の現地測量では、大きな土砂の堆積はなく、遊水機能に支障がないことを確認しております。県といたしましては、定期的にモニタリングを行いながら、自然環境に配慮した土砂の掘削や支障木伐採を行うなど、引き続き遊水地の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。